

社会福祉法人シルバニア 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和4年3月31日までの2年間
2. 内容

目標1：令和4年3月までに、小学3年生までの子を持つ職員が希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入し、法人全体で1人以上の実績をつくる。

<対策>

- 令和2年4月～ 制度の導入、会議などによる職員への周知

目標2：令和4年3月までに、子の看護休暇制度を拡充する（子の対象年齢の拡大や、時間単位での取得を認めるなどの弾力的な運用）。

<対策>

- 令和2年4月～ 時間取得制度の導入、会議などによる職員への周知
子の対象年齢について、職員への聞き取り・アンケート実施
- 令和3年4月～ 子の対象年齢の拡大導入、会議などによる職員への周知